埼玉県都市公園条例（抜粋）

　（行為の禁止）

第８条　都市公園においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

　一　都市公園を損傷し、又は汚損すること

　二　土地の形質を変更すること

 三　竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること

　四　動物を捕獲し、又は殺傷すること

　五　立入禁止区域に立ち入ること

 六　禁止された場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと

　七　ごみその他汚物を捨てること

　八　その他都市公園の設置の目的に反する利用をすること

　（行為の許可）

 第９条　都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなけれ

 ばならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

一　物品の販売、興行その他の営業行為をすること

二　募金、署名運動その他これらに類する行為をすること

三　業として写真又は映画等を撮影すること

四　競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること

五　花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること

六　はり紙、はり札その他の広告物の表示をすること